

【別紙】 片山学園高等学校の学費＜就学支援金・奨学補助金制度＞

	年額	月額
授業料	420,000円	35,000円
施設費	240,000円	20,000円

【保護者負担例】

授業料月額  
35,000円

就学支援金(国) 33,000円	保護者負担2,000円	保護者負担18,500円  奨学補助金(県)6,600円  就学支援金(国)9,900円
年収の目安	~590万円	~910万円

※就学支援金、奨学補助金は学校に授業料を納めていただいたあと、関係機関に手続きをすることで、年度末に関係機関より支給されます。学校納入金は教材費月額9000円程度、スクールバス利用者は月額19000円～26000円となります。

# 片山学園の学費と授業料等支援制度

令和5年度 片山学園高等学校  
(令和5年11月現在)

(単位：円)

校種	コース	年次	学 費				授 業 料 支 援 制 度								塾費支援	
			入学金	授業料	施設費	合計	片山学園			国		県		育英センター		
							① 特待生A	② 特待生B	③ 弟妹優待	高等学校等就学支援金		奨学給付金		生徒奨学補助金		育英センター 塾費支援
							入学時	年額	年額	年額	授業料・施設費 全額免除	授業料・施設費 半額免除	授業料・施設費 半額免除	判定基準	支援額 (年額)	判定基準
※①、②、③のうち、いずれか1つを適用							保護者年収目安(※注1)		保護者年収目安(※注2)							
高等学校	3年制進学 コース	1年次	150,000	420,000	240,000	810,000	-660,000	-330,000	-330,000	約590万円未満	396,000	生活保護 受給世帯	52,600	《入学金助成》 非課税世帯	124,350	月謝半額免除 ※詳細は育英セ ンターへ
		2・3年次	-	420,000	240,000	660,000						非課税世帯	137,600			
	中高一貫 コース	1・2・3 年次	-	420,000	240,000	660,000				約590万円以上 ～ 約910万円未満	118,800	非課税世帯で15歳 (中学生を除く)以上23歳未満の扶養さ れている兄弟姉妹が いる世帯	152,000	約590万円以上 ～ 約910万円未満	39600 ↓ 79200	

## 片山学園の授業料支援制度

### ■特待生制度

成績が極めて優秀な生徒を特待生として、授業料および施設費を免除または減額する制度です。(特待生の有効期間は単年度です。成績が優秀な場合は次年度も継続して特待生として採用されます。)

※特待生A…授業料および施設費の全額免除 特待生B…授業料および施設費の半額免除

### ■在校生弟妹優待制度

入学者の兄・姉が片山学園中学校・片山学園高等学校に在籍している場合(または進学予定の場合)、兄・姉の在籍期間中、その入学者の授業料および施設費を半額免除する制度です。

## 国や都道府県の授業料支援制度

### ■高等学校等就学支援金(返済不要)

高等学校等に通う所得要件を満たす世帯の生徒に対し、その授業料負担を軽減するために国が支給するものです。私立学校に通う生徒は、保護者の所得に応じて支給額が異なります。

※注1: 保護者年収はあくまで目安です。実際は以下の算定式により計算された額で判定いたします。

《算定式》親権者等の市町村民税の課税標準額×6% - 市町村民税の調整控除額

算定式により算出された額が、154,500円以上304,200円未満の場合: 支給額118,800円。0円から154,500円未満の場合: 支給額396,000円。

### ■奨学給付金(返済不要)

就学支援金とは別に、非課税世帯・生活保護世帯の授業料以外の教育費(教科書費・教材費など)を支援する制度です。

### ■生徒奨学補助金(返済不要)

各都道府県が、私立学校に通う生徒の保護者に対し、授業料負担を軽減するために行っている制度です。所得制限があり、現行では就学支援金の支給額が118,800円の方が対象です。

※注2: 保護者年収はあくまで目安です。実際の対象者は下記のとおりです。

親権者等の市町村民税の課税所得額(課税標準額)の6%から市町村民税の調整控除額を差し引いた額が、154,500円以上304,200円未満: 支給額 79,200円

## 育英センターの塾費支援制度

片山学園中学校・高等学校に在学する生徒に対し、月謝の半額を支援する制度です。